

お問い合わせ先

社会福祉協議会一覧



長崎市社会福祉協議会
〒 850-0056
長崎市恵美須町4番5号
NBC3rdビル3階
☎095-828-1281

佐世保市社会福祉協議会
〒 857-0028
佐世保市八幡町6番1号
佐世保福祉会館内
☎0956-23-3174

島原市社会福祉協議会
〒 855-0812
島原市霊南一丁目17番地
島原市福祉センター内
☎0957-63-3855

諫早市社会福祉協議会
〒 854-0045
諫早市新道町948番地
諫早市社会福祉会館内
☎0957-24-5100

大村市社会福祉協議会
〒 856-0832
大村市本町458-2
プラットおおむら3階
☎0957-53-1351

平戸市社会福祉協議会
〒 859-5121
平戸市岩の上町1466番地
平戸市社会福祉センター内
☎0950-22-2180

松浦市社会福祉協議会
〒 859-4502
松浦市志佐町里免347番地4
松浦市市民福祉総合プラザ内
☎0956-72-0788

対馬市社会福祉協議会
〒 817-1201
対馬市豊玉町仁位94番地5
☎0920-58-1432

杵岐市社会福祉協議会
〒 811-5316
杵岐市芦辺町諸吉大石触179-2
☎0920-45-0048

五島市社会福祉協議会
〒 853-0064
五島市三尾野1丁目7番1号
五島市福江総合福祉保健センター内
☎0959-74-5511

西海市社会福祉協議会
〒 851-3506
西海市西海町黒口郷1477番地1 西
海市西海総合福祉センター内
☎0959-29-4081

雲仙市社会福祉協議会
〒 854-0405
雲仙市千々石町戊762番地 千々石老
人福祉センター橘荘内
☎0957-37-2855

南島原市社会福祉協議会
〒 859-2121
南島原市有家町石田8番地46
☎0957-65-2888

長与町社会福祉協議会
〒 851-2128
西彼杵郡長与町嬉里郷431番地1
長与町老人福祉センター内
☎095-883-7760

時津町社会福祉協議会
〒 851-2106
西彼杵郡時津町左底郷367番地
時津町総合福祉センター内
☎095-882-0777

東彼杵町社会福祉協議会
〒 859-3807
東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷
706番地4
東彼杵町総合会館福祉センター内
☎0957-46-0619

川棚町社会福祉協議会
〒 859-3615
東彼杵郡川棚町下組郷338-57
川棚町いきがいセンター内
☎0956-82-2121

波佐見町社会福祉協議会
〒 859-3725
東彼杵郡波佐見町長野郷
173番地2
波佐見町農村環境改善センター内
☎0956-85-2240

小値賀町社会福祉協議会
〒 857-4701
北松浦郡小値賀町笛吹郷
2367番地
小値賀町地域福祉センター内
☎0959-56-4193

佐々町社会福祉協議会
〒 857-0312
北松浦郡佐々町市場免23番地1
佐々町福祉センター内
☎0956-63-5900

新上五島町社会福祉協議会
〒 857-4404
南松浦郡新上五島町青方郷
1379番地1
☎0959-52-2208

ご存知ですか?!

無利子

低利子

生活福祉資金貸付制度

ふくしの貸付



低所得者世帯、障害者または高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。



貸付対象

●低所得者世帯

世帯の所得が一定基準内の世帯

●障害者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

●高齢者世帯

65歳以上であって、日常生活上、療養または介護を要する者の属する世帯

STOP ご確認ください!

●他制度優先!

(母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金、その他公的資金の借入等)

●すでに生活福祉資金を借入れており、その償還に滞りがある場合はご相談を!

●申込～送金まで2か月ほどかかります!

●暴力団員が属する世帯はお借入できません。

●申込人

- ・世帯主（または生計中心者）
 - ・65歳未満
 - ・生活福祉資金の連帯保証人でないこと
- ※その他、世帯状況等により条件が付されることがあります。

●連帯保証人

- ・原則1名必要

●貸付利子

- ・総合支援資金・福祉資金：無利子
- ・ただし連帯保証人を立てることが難しい場合、年1.5%
- ・教育支援資金：無利子
- ・不動産担保型生活資金

年3%または当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれかの低い利率

●延滞利子

最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年3%

●償還方法

- ・口座引落

借入相談から借入、償還完了までの流れ

1 借入相談・申込
お住いの市町の社会福祉協議会へ

2 借入金の送金
借入の審査後、お住いの市町の社会福祉協議会へ送金。

3 借入金の償還
返済を行います。

※1 借入相談・申込から借入金送金まで一定の期日を必要とします。(目安として2か月程度) ※2 借入相談・申込から償還完了まで、民生委員や市町社協による相談支援が継続して行われます。
※3 審査の結果、不承認となる場合があります。なお、不承認理由は開示しませんので、ご了承ください。

生活福祉資金貸付条件一覧

資金種類		貸付条件						
		対象世帯	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 (例:次の就職先が決まるまでの生活費)	(単身)月15万円 (2人以上)月20万円	原則3ヶ月以内 最長12ヶ月	最終貸付日から6ヶ月以内	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし：年1.5%		
	住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	一括	据置期間経過後 10年以内			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 (例:滞納を解消しなければ日常生活に著しく困難が生じる場合の滞納分家賃、公共料金)	60万円	一括または分割			貸付けの日※から6ヶ月以内 (※生活支援費とあわせて貸付けている場合は最終貸付日)	
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	低所得者世帯 障害者世帯 高齢者世帯	460万円	一括または分割	貸付けの日(分割による交付の場合には、最終貸付日)から6ヶ月以内	据置期間経過後 10年以内	
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	低所得者世帯 障害者世帯	技能を習得する期間が ①6ヶ月程度130万円 ②1年程度220万円 ③2年程度400万円 ④3年程度580万円				据置期間経過後 ①8年以内②10年以内 ③12年以内 ④15年以内
		住宅の増改築、補修、保全等に必要な経費	低所得者世帯 障害者世帯 高齢者世帯	250万円(原則)				据置期間経過後 7年以内(原則)
		福祉用具等の購入に必要な経費	障害者世帯 高齢者世帯	170万円				据置期間経過後 8年以内
		障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者世帯	250万円				据置期間経過後 8年以内
		負傷または疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計維持に必要な経費	低所得者世帯 高齢者世帯	療養期間が・1年以内170万円・1年6ヶ月以内230万円				据置期間経過後 8年以内
		介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費	障害者世帯 高齢者世帯	サービス等受給期間が ・1年以内170万円・1年6ヶ月以内230万円				据置期間経過後 8年以内
		災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	低所得者世帯 障害者世帯 高齢者世帯	150万円(原則)				据置期間経過後 7年以内(原則)
		冠婚葬祭に必要な経費						
		住宅の移転費、給排水設備、電器冷暖房設備等に必要な経費(例:エアコンの購入及び設置費)	低所得者世帯 障害者世帯 高齢者世帯	50万円				据置期間経過後 3年以内(原則)
		就職、技能習得等の支度に必要な経費						
その他、日常生活上一時的に必要な経費 (例:修学旅行費用、帰省費用)								
緊急小口資金	緊急かつ一時的に世帯の生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	低所得者世帯 障害者世帯 高齢者世帯	10万円	一括	貸付の日から 2か月以内	据置期間経過後 1年以内	無利子	
教育支援費	教育支援費	高校や大学、短大、専門学校等に就学するのに必要な経費	低所得者世帯	(高校)月3.5万円 (高専・専修学校)月6万円※高等課程は月3.5万円 (短大)月6万円 (大学)月6.5万円 ※必要に応じ、貸付限度額を1.5倍まで増額することができます	就学期間	卒業後6ヶ月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子
	就学支度費	高校や大学、短大、専門学校等への入学に際し必要な経費		50万円				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	低所得の高齢者世帯	土地の評価額の7割(月30万円)以内	借受人が死亡するまでの期間 または 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	年3% または 長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金	福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯	・土地建物評価額の7割 (集合住宅は5割を標準) ・貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の1.5倍以内)				

※ひとり親世帯は、母子父子寡婦福祉資金貸付を優先するため、お住まいの地域を管轄する福祉事務所等にお問い合わせください。※生活保護受給世帯は、借入申込に際し、福祉事務所長の意見書が必要となるため、はじめに生活保護の担当ケースワーカーに相談してください。
 ※借入申込に際し、住民票、所得課税証明書等の各種書類の提出が必要となります。※教育支援資金(教育支援費)は、日本学生支援機構の給付型及び第一種奨学金を優先します。※借入相談は、お住まいの地域の民生委員または市町の社会福祉協議会(社協)へ。(申込窓口はお住まいの市町の社協)